

令和3年第9回

土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和3年9月13日（月） 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

報告第29号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認
について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認
について

議案第38号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1番 萩 島 一 郎	6番 菅 谷 幸 治	7番 飯 島 栄
8番 高 野 三 郎	9番 川 村 剛 久	10番 栗 原 敦 子
12番 高 橋 弘 一		

4 欠席委員

2番 飯 塚 利 之	3番 浅 野 均	4番 塙 佳 樹
5番 柴 沼 栄	11番 井 沢 清	

※総会は、現に在任する委員（12名）の過半数が出席することで開催となります。新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる7名が出席しました。

5 説明のため出席した者

事務局長 羽成 信明	局長補佐兼農地係長 坂本 直親	主任 中村 裕一
主幹 圓城寺 陽一		

6 総会の大要

午後2時20分閉会

	転です。農地区分は第3種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、高野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決します。 次に議案第36号「農地法第3条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」、議案第37号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」は、関連がありますので、一括で上程いたします。6番 菅谷委員より説明をお願いします。
菅谷委員	6番 菅谷です。議案第36号「農地法第3条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を説明いたします。去る9月2日、飯島委員、高野委員、私と事務局2名で調査を行いました。 1番譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠3筆 4,139 m ² 、申請理由は、資金不足のため、発電事業者の変更ということです。申請地は営農型太陽光発電事業で、パネル部分の3条の区分地上権の変更です。 続きまして、議案第37号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を説明いたします。面積は太陽光発電の支柱部分、1.4024 m ² についての変更です。 以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、菅谷委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 事務局の方から、簡単な説明をお願いします。
事務局	先月も同じような申請がございましたが、営農型太陽光発電の発電事業者の変更です。底地は備考に記載の耕作者が耕作しています。当初事業者が資金不足のため、承継者にパネルを管理するための3条の区分地上権と、支柱部分の一時転用の、5条の賃借権が移転するということになります。所有者からの同意がなかったので前回は申請できませんでしたが、今回は同意書をつけて申請しています。
菅谷委員	パネルの下でまだ耕作されていないですが、承継者には関係ないですね。
事務局	事業者の変更に関しては影響ありませんが、営農者の方には作付けを開始

	するよう指導をしています。
議 長	耕作されない場合は。
事 務 局	改善指導とか、場合によっては撤去命令も出てくる可能性があります。今、改善指導をしているところです。
議 長	撤去命令は、農業委員会単独でやってよいのですか。承継は出来ないのでですか。県に打診して。
事 務 局	県は全く関係ないです。農地法の手続きが難しいのは個人の財産だからです。個人の財産に撤去命令を出して従わない場合は農地法違反ですが、行政代執行の流れになってしまいます。議会の議決で予算をもらって。ですから全国的にはやっていません。優良農地のソーラーシェアリングはお断りしています。市内ではきちんとやっているところはありません。
議 長	優良農地は無理だということで違う場所でやってもらうしかないでしょう。農業委員が様子を見ていくしかないでしょう。基本的に農用地ではなくて第2種農地を主体にやってもらうようにしましょう。 その他、質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第36号「農地法第3条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」、議案第37号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」は許可することに決します。 次に議案第38号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第38号「農用地利用集積計画について」を説明いたします。今月は7件ございます。4番から7番は茨城県農林振興公社の中間管理事業による中間管理権の設定になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第38号「農用地利用集積計画について」は

	許可することに決します。 以上で、令和3年第9回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。
--	--

令和3年9月13日

議長

署名人

1番

6番